研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 2 年 7 月 1 4 日現在

機関番号: 35301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2017~2019

課題番号: 17K08939

研究課題名(和文)「手術誘引」の研究

研究課題名(英文)Research on Allurement for a Surgical Operation

研究代表者

粟屋 剛 (Awaya, Tsuyoshi)

岡山商科大学・法学部・教授

研究者番号:20151194

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文): 各年度に複数回開催した科研研究会等においてさまざまな討論を行い、有益な知見を得た。ただし、諸事情(代表者の学部長就任による多忙、重要資料の入ったパソコンの盗難など)のため、満足できる知見を得たとは言い難い。 以下、研究成果の要点を記す。手術誘因自体の歴史は長いが、その全体像はまったく明らかではなかった。本研究ではその一部を明らかにした。例えば、手術誘引パターンの研究として札幌医科大学心臓移植事件、慈恵会医科大学青戸病院事件、熊本大学医学部付属病院事件の比較を行ったが、そこからは、単一ではない、さまざまな動機(医師の功名心やチャレンジマインドや患者軽視の態度など)が浮かび上がってきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 まず第一に、手術誘引問題の根は深く、全容を解明するには更なる大がかりな調査研究が必要だということが わかったが、このこと自体に学術的意義ひいては社会的な意義がある。第二に、医学(系)研究一般への誘引、 とりわけ、手術を含む臨床研究への誘引との比較をしない限り全体像を明らかにすることは難しいという事実も 明らかになったが、この点にも学術的意義ひいては社会的な意義がある。第三に、札幌医科大学心臓移植事件、 慈恵会医科大学青戸病院事件、熊本大学医学部付属病院事件の比較分析から、単一ではない、さまざまな動機 (医師の功名心やチャレンジ精神など)が浮かび上がってきたが、それらの分析にも学術的意義がある。

研究成果の概要(英文): We had various discussions at the Kaken meetings, etc. held several times each year. We were able to obtain useful information; however, it is hard to say that we have obtained satisfactory outcomes due to various circumstances. These include Awaya's time constraints due to other duties such as the dean appointment, the theft of Awaya's computer included important materials, etc. The main points of the research results are described below. However, we were not able to fully clarify the overall picture, despite the long history of the incentive for surgery. This research has clarified some of these elements. For example, we compared the Sapporo Medical University Heart Transplantation Case, the Jikei Medical University Aoto Hospital Case, and the Kumamoto University School of Medicine Hospital Case as studies of patterns regarding the incentive for surgery. Doctors 'ambitions, challenging spirits, and attitudes regarding patient neglect have emerged as a result of this study.

研究分野: 生命倫理

キーワード: 手術誘引 生命倫理 説明義務 医療倫理 バイオエシックス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1.研究開始当初の背景

研究開始当初、我が国でも過剰医療(過剰検査、過剰診断、過剰投薬、過剰手術など)が問題となりつつあった。この過剰医療、とりわけ過剰手術と連動する(しやすい)のが、医療者の善意か悪意かはおくとして、「手術誘引」(=手術への意図的な誘い込み)である。当時、「手術誘引」という着眼点はほかに類を見ないものであった。

この問題は少なくとも我が国では、研究開始当初、研究対象として正面から取り上げられてはいなかった。したがって、当時、先行研究は存在しなった。ただ、筆者は本科研採択以前からすでに個別に、本研究のテーマである手術誘引について学会報告および研究会報告を行っていた(粟屋剛「過剰医療の非倫理性」2015年度北海道大学応用倫理研究会(北海道大学、2015年8月4日)、粟屋剛「手術誘引の倫理性」第45回日本医事法学会ワークショップ「予防的医療行為」(北海道大学、2015年10月31日)ほか)。

筆者は約30年にわたって細々と医事法及び医療倫理(広く生命倫理)の研究に携わり、その過程で様々な医療関連の裁判例、メディア情報、日常事例等に接して来たが、それらを契機として、我が国の医療における「手術誘引」の現象に気がついた。というより、気づかされた。例えば、判例集を紐解くと、医療現場でのあからさまな手術誘引に出くわす。古いものであるが、熊本大学医学部付属病院事件(1971年)を例に挙げる。

患者(21歳、男性、当時大学生)が熊本大学医学部付属病院で心臓弁(僧帽弁)置換手術を受けたが、手術後ほとんど意識が覚醒することのないまま、約2週間後に死亡した。判決(熊本地判昭和52年[1977年]5月1日)は手術自体に過失なしとしたが、説明義務違反[患者の自己決定権の侵害]ありとして患者遺族からの損害賠償請求を認容した。この事件では医師(病院側)は患者らに「熊大付属病院で僧帽弁置換手術を受け、成功してダンプの運転手とか看護婦をして働いているものがいる」などと説明していたが、実際には過去に3例の僧帽弁置換手術が行われ、全例において死亡していた。ほかにも、同病院はこれらを含めて約20例の心臓弁の手術を行っていたが、ほとんどにおいて患者は死亡していた。熊本地裁判決は手術誘引については、少なくとも直接的には一言も述べていないし、ましてやその語を用いてもいない。しかし、ここではあからさまな手術誘引を読み取ることができる。

比較的最近では、手術誘引の語は用いていないが、それを臭わすような文言を用いる裁判例も登場している。84歳の女性に対する無症候性の未破裂脳動脈瘤に対する開頭クリッピング手術がなされ、患者が手術後広範囲に脳梗塞を起こし、手術から約170日後に脳梗塞発症による意識障害、嚥下障害を原因とする誤嚥性肺炎を併発して死亡したという事例において、判決(東京地判平成25年[2013年]3月21日)は、「担当医師は、手術の必要性に偏った説明にならないように、本件手術の危険性の高さについて理解できるように十分な配慮をする必要があったが、本件手術の危険性の程度に関し、具体的な説明がなされたとはいえず、むしろ本件手術の必要性を強調した説明となっていた」として、担当医師に説明義務違反ありとして患者遺族からの損害賠償請求を認容した。

また、同様に手術誘引の語は用いていないが、それを、より直截に指摘していると考えられる 裁判例もすでにある。81歳の男性に対する上記同様の無症候性未破裂脳動脈瘤開頭クリッピ ング手術がなされ、その後、錯乱状態、見当識障害、記憶障害を起こしたという事例において判 決(札幌地判平成14年[2002年]3月28日)は「原告は、動脈瘤をこのままにすると破裂 すると理解し、動脈瘤が破裂した場合には死亡あるいは死亡に至らなくても重度の後遺症を残 す可能性が高いという説明等によって、動脈瘤が破裂した場合の怖さがより鮮明に印象づけられて手術を受けることを承諾するに至ったことが窺われる。そうすると、被告医師らは、原告に 対し、<略>手術を早急に受けるべきであるという判断に偏った情報しか提供して」いないとして、担当医師に説明義務違反ありとして患者遺族からの損害賠償請求を認容した。

ほか、裁判例ではないが、次のような事例もあった。某大学倫理委員会に、進行性の特定のがんに対するある特定の新規治療法(臨床研究)についての申請がなされたが、その患者さんへの説明文書には、「本研究に参加することによって、これまで手術不能で姑息的治療や疼痛緩和ケアしかできなかった進行 < 略(筆者による) > がんに対し、単独あるいは手術を併用し根治の可能性が期待できます」との記載がなされていた。倫理委員らの「進行がんが本当に根治するのか?」との質問に、申請者は最後には「実際は根治の可能性はない」と認めた。この事例は、直接的には手術誘引ではなく新規治療法への誘引であるが、あからさまな誘引であるという意味において、とても参考になる。なお、この事例は、単なる虚偽情報の提供を超えて、誇大広告といわざるを得ない(後日、この部分は削除された)。

2 . 研究の目的

当初の研究の目的は以下のようであった。ただ、後述するように、諸事情のため全部はなし得なかった。

本研究の目的は、手術誘引の問題を学際的に、また、総合的かつ分析的に研究し、法的に問題のある(ありそうな)手術誘引のみならず、法的に問題はなくても倫理的に問題のある(ありそうな)手術誘引のケースを裁判例、メディア情報、日常事例(情報提供者[主に医療関係者]からの聞き取り調査によって得られた情報を含む)などから収集(当然、埋もれた事例も発掘する)類型化し、それらへの有効、適切な対応策(解決策)を発案することにある。さらには、本研究

3.研究の方法

毎年複数回の科研研究会(研究打ち合わせを兼ねる)を開催し、集中的に討議した。また、その他の研究会等においても、討議を重ねた。さらには、メールや電話での検討も行った。 また、情報提供者(主に医療関係者)からの聞き取り調査を実施した。 裁判例、メディア情報、日常事例(上記聞き取り調査によって得られた情報を含む)を素材として考察を行った。 関係する国内学会、国内研究会などで複数の報告をした。 研究成果を論文の形で公表した。

4. 研究成果

各年度に複数回開催した科研研究会等においてさまざまな討論を行い、有益な知見を得た。ただし、諸事情(代表者の学部長就任による多忙、諸資料の入ったパソコンの外国での盗難、コロナ禍騒動など)のため、満足できる研究成果を得たとは言い難い。

以下、研究成果の要点を記す。まず第一に、これまでの研究会(及び、それらに基づく各自の個別の思索)を通じての最大の発見(気づき)は、手術誘因自体の歴史は長いが、その全体像はまったく明らかではない(明らかにされていない)ということであった。手術誘引問題の根は深く、全容を解明するには更なる大がかりな調査研究が必要だということがわかったが、このこと自体に学術的意義ひいては社会的な意義があると思われる。

第二に、医学(系)研究一般への誘引、とりわけ、手術を含む臨床研究への誘引との比較をしない限り全体像を明らかにすることは難しいという事実も明らかになったが、この点にも学術的意義ひいては社会的な意義があると思われる。

第三に、札幌医科大学心臓移植事件、慈恵会医科大学青戸病院事件、熊本大学医学部付属病院事件の比較分析から、単一ではない、さまざまな動機(医師の功名心やチャレンジ精神や患者軽視の態度など)が浮かび上がってきたが、それらの分析にも学術的意義があると思われる。

なお、手術誘引の類型、手段、動機・目的などについては、当初、以下のように考えていたが、研究会での討論の過程でこれらが確認された。 手術誘引の類型としては、直接的誘引 VS 間接的誘引、法的な問題となる/ならない手術誘引 VS 倫理的な問題となる/ならない手術誘引、作為による手術誘引 VS 不作為による手術誘引、などがある。 手術誘引の手段としては、虚偽広告や誇大広告などが典型的な手術誘引の手段である(両者は重なりうる)が、それら以外の手段も、微妙なものや巧妙なものもあり得る。 手術誘引の動機・目的としては、患者のための善意のパターナリズム、手術の実績作り、手術の練習台、病院の売り上げ(収入)増ねらい、などがあり得る

とくに、手術誘引の動機としての「手術練習台」については前述の慈恵会医科大学青戸病院事件が参考になる。2002年11月、前立腺癌に罹患していた60歳の男性患者が慈恵会医科大学青戸病院で腹腔鏡下の前立腺癌摘出手術を受けたが、手術中に出血性ショック状態となり、同年12月に死亡した。手術を実施した医師三人とも前立腺癌の腹腔鏡下手術は初めてで、マニュアルを見ながら行っていた。2003年9月、3人とも、業務上過失致死容疑で逮捕された。この事件で裁判所は「患者の安全より手術の経験を少しでも積みたいという自己中心的な利益を優先した行為は強い非難に値する」と述べた(東京地判平成18年[2006年]6月15日)。なお、この事件の被告人医師三人はいずれも業務上過失致死罪として有罪が確定した。

ほか、今回の拙い研究から次のような三点の管見(感想を含む)を持つに至った。

(1) ↑ 1.研究開始当初の背景」で述べた事例は一応、法のレールに乗っているものであるが、 筆者は以前から、法的な説明義務違反を問えないような微妙な手術誘引が相当数あるのではないか、という素朴な疑問を抱いていた。

医療分野全般に関して、法のレールに乗らない(乗りにくい、乗せにくい)が、倫理的に問題のある(ありそうな)事例が存在するが、多くの手術誘引事例はそのようなものであると推測される。例えば、手術に限らず検査も含めて言えば、CT や MRI などを用いる検査やダヴィンチによる手術などの際、それらの医療機器の減価償却などのため判断に微妙にでもバイアスがかかるならば、それは(法的には問題にならなくても)倫理的に問題があると評さざるを得ない。このような事例がどのくらいあるか、定かではないが、つまり、もちろん統計などはないが、いずれ明らかにされる必要がある。

- (2)放置することが法的のみならず倫理的に許されるべきではない手術誘引は明らかに存在する(もちろん、法的にも倫理的にも問題のない手術誘引も、さらには奨励されるべき手術誘引も、存在する)。必要性のない(あるいは、低い)手術へと、例えば売り上げ(収入)を優先して、患者を誘い込むことは、仮に法的な問題とはならなくても、倫理的に許されないであろう。なお、前述の某大学倫理委員会への進行性の特定のがんに対するある特定の新規治療法(臨床
- なお、前述の某大字倫理委員会への進行性の特定のがんに対するある特定の新規治療法(臨床研究)についての申請は、非倫理的な誘引の代表例と考えられるが、このような例がどれくらいあるのか、定かではない。今後の研究が待たれる。
- (3) 医療ですら経済原則に忠実に服する世の中になったが、当初、本研究は、経済一辺倒で 覆われている日本ひいては世界が少しでも倫理や正義を重んじる社会に変貌を遂げる一助とな ることを期待しつつ開始したが、それはなし得なかった。本研究は、残念ながら、充分なものと

は言えない。今後、本研究が誰かの手で、そして、何らかの形で継続されることが望まれる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

<u>[雑誌論文] 計4件(うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)</u>	
1.著者名 栗屋 剛	4.巻
2.論文標題	5.発行年
手術誘引研究序論	2019年
3 . 雑誌名	6.最初と最後の頁
北海道生命倫理研究	51-54
 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	<u></u> - 査読の有無
なし	有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
	-
1 . 著者名 村岡潔	4.巻 12(号)
2.論文標題	5.発行年
を師の裁量権と患者の自己決定権(2) 医師の作法と真実告知あるいはパレーシアの倫理をめぐって	2018年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
佛教大学保健医療技術学部論集	67-79
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	<u></u> 査読の有無
なし	有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 宮本志織,片岡久美恵,中塚幹也	4.巻 16(1)
	5.発行年 2017年
3.雑誌名 日本不妊カウンセリング学会誌	6.最初と最後の頁 56-57
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1	4 . 巻
1 . 著者名 中塚幹也 	58 (4)
2.論文標題	5 . 発行年 2017年
性同一性障害当事者と家族形成	·
3.雑誌名 日本母性衛生学会誌	6.最初と最後の頁 3-8
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計7件(うち招待講演 3件/うち国際学会 3件)
1.発表者名 粟屋 剛
2.発表標題 超高齢重度認知症寝た切り患者の人工呼吸器や胃瘻を本人の同意なく
3 . 学会等名 第12回北海道生命倫理研究会
4 . 発表年 2018年
1.発表者名 東屋 剛
2. 発表標題 The Right of Self-determination or the Right of Proxy Consent for Guardians of Legally
3.学会等名 15th Conference of International Society for Clinical Bioethics(招待講演)(国際学会)
4 . 発表年 2018年
1.発表者名 東屋 剛
2. 発表標題 Hospital Ethics: An Organization Seals Individual Conscience
3. 学会等名 41st Biennial World International College of Surgeons Congress(招待講演)(国際学会)
4 . 発表年 2018年
1.発表者名 粟屋剛
2 . 発表標題 手術誘引研究の枠組み
3 . 学会等名 第 4 回釧路生命倫理フォーラム
4 . 発表年 2017年

4 N = 1/2
1. 発表者名
粟屋剛
o TV-t-IFDE
2.発表標題
Living Liver Transplant Ethics: KIFMEC case in Japan
3.学会等名
The 18th Asian Bioethics Conference(招待講演)(国際学会)
THE TOTH ASIAN DIDETINGS CONTENED (由市時度)(国际于区)
4.発表年
2017年
2011
1.発表者名
粟屋剛
未在例
2.発表標題
手術誘引の研究 慈恵医大青戸病院事件を契機として
3. 学会等名
第34回西日本生命倫理研究会
4 . 発表年
2018年
1.発表者名
宍戸圭介
2.発表標題
手術誘引研究の方法論
0 WAME
3 . 学会等名
第4回釧路生命倫理フォーラム
4.発表年
2017年
(岡書) = 1,4,4,4
〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6	研究組織	
ю	1分分别额	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
	村岡潔	佛教大学・社会福祉学部・教授	
研究分担者	(Muraoka Kiyoshi)		
	(10309081)	(34314)	

6.研究組織(つづき)

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
	宍戸 圭介	岡山商科大学・法学部・教授	
研究分担者	(Shishido Keisuke)		
	(10524936)	(35301)	
	中塚 幹也	岡山大学・保健学研究科・教授	
研究分担者	(Nakatsuka Mikiya)		
	(40273990)	(15301)	